

横浜市における原爆被爆者援護事業のお知らせ（令和5年度（2023年度）版）

横浜市では、市内に在住している被爆者健康手帳の交付を受けた方に対して、次のような援護事業を実施しています。

また、被爆者健康手帳の交付を受けた方の実子の方に対して、医療費の助成も実施しています。

区 分	内 容	申請対象者	申込、問合せ先
援護費の支給	年額10,000円を支給 (12月下旬支給)	被爆者健康手帳の交付を受けた方で、基準日(※)に市内に在住する方 ※11月1日までに申請する必要があります (ただし、毎年申請する必要はありません。) 注意： <u>11月1日に市外転出及び死亡された方は支給されません。</u>	●各区福祉保健センター 福祉保健課 健康づくり係
はり・きゅう・ マッサージ 療養費の助成	月額3,000円を 限度として助成 (年4回・四半期ごと)	被爆者健康手帳の交付を受けた方 ※事前の承認が必要です	●健康福祉局 健康推進課 (TEL: 671-2451) (FAX: 663-4469)
被爆者の子 医療費の助成	横浜市が指定する疾病で 医療を受けた場合、自己負担 相当額の医療費を助成 (入院時の食事についても 標準負担額を助成)	医療を受けた時に、横浜市 に在住で、かつ、被爆者の こども健康診断受診証 (神奈川県発行)を所持し ている方	
敬老特別乗車証の 交付 (70歳以上)	市内のバス(一部、市外区 間含む)、市営地下鉄、金沢シー サイドラインを利用できる 乗車証の交付 【無料】	被爆者健康手帳の交付を 受けた方	●各区福祉保健センター 高齢・障害支援課 ●健康福祉局 高齢健康福祉課 (TEL: 671-2406) (FAX: 550-3613)
市営住宅入居の 優遇制度	特認B組として、当選率を 一般組の3倍優遇	申込者又は同居親族が 被爆者健康手帳の交付を 受けている世帯	●横浜市住宅供給公社 市営住宅課 (TEL: 451-7777) (FAX: 451-7769) ●建築局 市営住宅課 (TEL: 671-2923) (FAX: 641-2756)
市民税県民税 減免措置	原子爆弾被爆者に対する援護 に関する法律第10条に規定 する医療の給付、第17条に 規定する医療費の支給、第1 8条に規定する一般疾病医療 費の支給を受けている期間中 に到来する納期に係る市民税 県民税の一部減免	左記の医療の給付等を 受けている方で、 申請により納税困難と 認められる方	●各区役所 税務課 市民税担当